

(案)

業務委託契約書

- 業務名 リーフレット多言語化業務委託（道路建設課）
- 委託料金 ****元
(消費税及び地方消費税相当額 ****円を含む。)
- 契約期間 契約の日から令和8年3月19日まで
- 契約保証金 那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除する。

上記業務について、発注者 那覇市（以下「甲」という。）と受注者 ○○○○○○（以下「乙」という。）は、リーフレット多言語化業務委託（道路建設課）（以下「本件業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（法令等の遵守）

第2条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国の法令を遵守し、これに違反してはならない。

（委託内容）

第3条 甲が乙に対し委託する本件業務の委託内容は、別紙1「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

2 前項の仕様書に定めのない事項及び仕様書のうち協議を必要とする事項については、甲及び乙でその詳細を協議し定めることとする。

（進捗状況の報告）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の進捗状況について報告を求め、または必要な指示を行うことができる。

（変更契約）

第5条 甲及び乙は、この契約記載の事項に変更する事由が生じた場合は、速やかに変更契約を締結しなければならない。

(案)

(検査)

第6条 乙は本件業務が完了したときには、仕様書に定める成果物及び業務完了報告書を遅滞なく甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書及び成果物を受理したときから、10日以内に検査を行うものとする。
- 3 前項の検査が不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て甲の再検査を受けなければならない。

(支払)

第7条 乙は、前条の規定による検査にて、業務完了報告書にかかる業務委託の成果が本契約の内容に適合するものであり、かつ、証拠書類による支出内容等が適正であると認められたときは、甲に対し確定した委託料を請求することができる。

- 2 甲は、乙の適正な請求を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 前各項の規定に関わらず、乙は本件業務の完了前に本件業務に必要があると認められる金額については、概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、支払いを行うことができる。

(権利義務の譲渡禁止等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

(全部再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

(業務の再委託)

第10条 乙は、甲の承認を得ずして再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、印刷や製本等の甲が認めた軽微な業務は、この限りでない。

- 2 乙は、前項の承認を受けようとする場合（再委託先の変更を含む。）には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を得て再委託する場合には、秘密保持義務その他の乙の義務について、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と同様の内容について書面で約定しなければならない。
- 4 乙は、再委託先等の行為について甲に対して全ての責任を負うものとし、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(案)

(秘密の保持)

第 11 条 乙は、本件業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する秘密についてはこの限りではない。

- (1) 本契約締結前にすでに保有していた、または知っていたもの
- (2) 甲にいかなる義務も負わない第三者から正当に入手したもの
- (3) 本契約に違反することなく、かつ、本件業務処理の前後を問わず公知となった情報
- (4) 法令の定めにより裁判所その他公的機関による要求によって開示するもの
- (5) 甲の事前の書面承諾により開示するもの

2 乙は、本件業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第 12 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何ら催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲又は乙は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を損失し、直ちに弁済しなければならない。

4 甲は乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(案)

(債務不履行責任)

- 第 13 条 甲及び乙が、この契約に基づく債務を履行せず相手方に損害を与えた場合は、その損害額等について協議のうえ、この契約の解除の有無にかかわらず、相手方に対して賠償責任を負うものとする。
- 2 乙が、前条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当したことにより甲に損害を与えた場合は、その損害額等について協議のうえ、この契約の解除の有無にかかわらず、甲に対して賠償責任を負うものとする。
- 3 前二項に関し、当事者の責に帰することができない事由から生じた損害及び当事者の予見し得ない特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任の範囲外とする。

(資料等の提供及び返還)

- 第 14 条 甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対しこれらの提供を行うものとする。
- 3 甲から提供を受けた資料等（次条第 2 項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(資料等の管理)

- 第 15 条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲で複製又は改変できるものとする。

(知的財産権)

- 第 16 条 甲が乙に委託する委託事業の遂行過程又は完了時において発生した著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）上譲渡可能な一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、すべて甲に帰属する。但し、乙が従前から有していた著作物等に関する権利は両者による別段の定めがない限り、乙に留保される。

(損害賠償等)

- 第 17 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。なお、損害賠償額については甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(案)

(合意管轄)

第 18 条 本契約に関する甲乙間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 19 条 甲及び乙は、委託業務の処理にあたって、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義を生じた場合は、那覇市契約規則によるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那 覇 市
那 覇 市 長 知 念 覚

乙 (住所)○○○○○○○
(商号)○○○○○
(氏名)○○○○○